

宮城県公報

令和8年2月24日（火）
号外第8号

目次

条例

- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例第 2 号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成12年宮城県条例第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償の支給等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 費用弁償の<u>種目</u>は、法令に定めがある場合のほか、職員の旅費の例による。</p> <p>3 費用弁償の額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>鉄道賃及び船賃については、職員の例により計算した額とする。ただし、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道又は船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。</u></p> <p>(2) <u>航空賃については、職員の例により計算した額とする。ただし、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機に</u></p>	<p>(費用弁償の支給等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 費用弁償の<u>種類</u>は、法令に定めがある場合のほか、職員の旅費の例による。</p> <p>3 費用弁償の額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>内国旅行に係る鉄道賃については、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）別表第1に定める行政職給料表（以下単に「行政職給料表」という。）の10級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額（特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、当該同一の額に特別車両料金を加算した額）とする。</u></p> <p>(2) <u>内国旅行に係る船賃については、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この号において「運賃」</u></p>

より移動する場合であって次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

ア 議長が移動するとき 最上級の運賃の額

イ 内国旅行の場合であって、副議長及び議員が移動するとき 最下級の運賃の額

ウ 外国旅行の場合であって、副議長及び議員が移動するとき（エに掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

エ 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により副議長及び議員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(3) 宿泊費については、別表第1に掲げる額を限度として職員

という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

ア 運賃の等級を3階級又は2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃（上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の運賃）

イ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

ウ 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、ア又はイに規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

エ イの規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、イに規定する運賃及びウに規定する寝台料金のほか、特別船室料金

オ 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、アからエまでに規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(3) 内国旅行に係る航空賃並びに外国旅行に係る鉄道賃及び

の例により計算した額とする。

(4) [略]

4 [略]

5 議長、副議長及び議員が、招集による会議、委員会又は地方

船賃については行政職給料表の10級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額とし、車賃、定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料、定額による外国旅行雑費及び死亡手当については別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

(4) 外国旅行に係る航空賃については、次に規定する旅客運賃（以下この号において「運賃」という。）による。

ア 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の運賃

イ 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃

ウ 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

エ 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、アからウまでに規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

(5) [略]

4 [略]

5 議長、副議長及び議員が、招集による会議、委員会又は地方

自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関する協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したとき（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により出席したときを除く。）は、前3項の規定にかかわらず、その費用弁償として次の各号に定める車賃、公務諸費、宿泊費及び宿泊手当を支給する。ただし、議長、副議長及び議員が、全行程において公用の交通機関を利用した場合には車賃及び公務諸費を、会議等に出席した日の宿泊費又は宿泊手当を支給された場合には当該宿泊の日の翌日の公務諸費を支給しない。

(1) 車賃は、議長、副議長及び議員の居住地から会議等の開催地までの合理的な経路により計算した距離により支給するものとし、その額は往復の行程（その行程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）1キロメートルにつき30円とする。

(2) 公務諸費は、会議等に出席した日数に応じ1日当たりの定

自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関する協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したとき（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により出席したときを除く。）は、前3項の規定にかかわらず、その費用弁償として次の各号に定める車賃、公務諸費及び宿泊料を支給する。ただし、議長、副議長及び議員が、全行程において公用の交通機関を利用した場合には車賃及び公務諸費を、会議等に出席した日の宿泊料を支給された場合には当該宿泊の日の翌日の公務諸費を支給しない。

(1) 車賃は、議長、副議長及び議員の居住地から会議等の開催地までの合理的な経路により計算した距離により支給するものとし、その額は往復の行程（その行程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）1キロメートルにつき32円（その額に10円未満の端数があるときは、10円に切り上げる。）とする。

(2) 公務諸費は、会議等に出席した日数に応じ1日当たりの定

額により支給するものとし、その額は別表第2に掲げる額とする。

(3) 宿泊費は、会議等に出席した日及び出席した日の前日で、議長が宿泊を必要と認める場合に支給するものとし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次号において「省令」という。）別表第2第1号の表の上欄に掲げる宮城県の区分のうち、指定職職員等の欄に掲げる額を限度として職員の例により計算した額とする。

(4) 宿泊手当の額は、1夜につき省令別表第3第1号の表に掲げる額とする。

(5) 次の各号に掲げる場合の宿泊手当の額は、前号の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

ア 宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前号に規定する額の2分の1の額

イ 宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 零円

額により支給するものとし、その額は別表第3に掲げる額とする。

(3) 宿泊料は、会議等に出席した日及び出席した日の前日で、議長が宿泊を必要と認める場合に支給するものとし、その額は実費額（その額が1万3,300円を超える場合にあつては、1万3,300円）とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 宿泊費（第6条関係）

区 分	費 用 弁 償 の 額
議 長	国家公務員等の旅費支給規程別表第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の内閣総理大臣等の欄に掲げる額
副議長及び 議 員	国家公務員等の旅費支給規程別表第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の指定職職員等の欄に掲げる額

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前											
別表第2 [略]		別表第2 外国旅行の費用弁償（第6条関係）											
		区分	車賃	外国旅行雑費 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓 料(1 夜に つき)	死亡 手当
			指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方			
		議長	実費	9,400 円	7,900 円	6,300 円	5,700 円	2万 9,000 円	2万 4,200 円	1万 9,400 円	1万 7,400 円	8,000 円	80万 円
		副議長 及び議 員		8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円	2万 5,700 円	2万 1,500 円	1万 7,200 円	1万 5,500 円	7,700 円	64万 円
		別表第3 [略]											

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。